

新潟県A地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

\*新潟県A地区においては、令和4年9月24日からタクシー運賃の改定を実施（改定率10.59%）いたしました。これによる令和4年11月から令和5年4月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次の通り公表します。

1. 運賃を改定した事業者数 21社（協会員のみ）

2. 平均増収率 27.11%

（注）平均増収率は、次の計算式により算出。

「改定後」：令和4年11月から令和5年4月までの半年間

「改定前」：令和3年11月から令和4年4月までの半年間

（算式）改定後の営業収入（税引き後）÷改定前の営業収入×100-100

3. 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

24.01%

4. 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

25%以上	20%以上 25%未満	15%以上 20%未満	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	計
8社	6社	2社	2社	2社	1社	21社

（注）賃金改善率は次の計算式により算出。

$$\left( \frac{\text{改定後運転者1人平均給与月額}}{\text{改定前運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right) - 100$$

5. 営業収入に占める貸金支給率の変動状況（運転者に限る）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
3社	1社	2社	1社	0社	1社	1社	1社

95%以上 96%未満	95%未満	計
0社	11社	21社

（注）貸金支給率の変動状況は、次の算式による算出

（全運転者に係る）

（全運転者に係る）

運賃改定後の貸金支給総額

運賃改定前の貸金支給総額

$$\frac{\text{運賃改定後の貸金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{運賃改定前の貸金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6. その他

（1）労働者負担の軽減

「運賃改定前に労働者負担制度を採用している」と答えた事業者3社の回答

- ・労働者負担を全て廃止した事業者数 1社
- ・一切変更のない事業者数 2社

（2）手当類の創設・拡充

運転者の労働条件を改善するため、今回の運転改定を機に手当類を創設し、拡充を行った事業者数・・・3社

（改善の内容）

- ・無事故手当を増額した 1社
- ・歩合率を向上させた 2社

（3）その他、今般の運賃改定を契機として改善した事項

- ・労働時間（拘束時間）を短縮した 6社

※新潟県A地区

新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域、聖籠町の地域